

公益法人制度改革における 日本宗教連盟の対応と課題

齋藤 明聖 (前・全日本仏教会事務総長)
(前・日本宗教連盟事務局長)

このたびの公益法人制度改革は、現行非課税になっている社団法人・財団法人を、平成二十年度から課税対象の「一般社団法人」と「一般財団法人」とし、このうち第三者機関において厳格に非営利性や公益性が認められた法人については、「公益社団法人」「公益財団法人」として非課税とする、いわゆる二階建ての方式をとっている。中間法人もその対象になっており、これらは廃止し新制度に一本化する。

問題が発生したのは、『公益法人制度改革（新制度の概要）』の公益的事業の例示に宗教が抜けていることであった。認定法案第二条別表の二十項目にも入っていない。果たしてこれで現行民法第三十四条に公益の例示としてあげている「祭祀」「宗教」を設立根拠とする社団法人・財団法人が、「公益社団法人」「公益財団法人」として認定されることになるのか、危機感が走った。

二月十日、緊急で日本宗教連盟幹事会を招集。直ちに内閣官房行政改革推進事務局公益法人制度改革推進室宛に『質問と要請』を送付し期限付きで回答を求めた。

さらに調査を進めていくと、驚いたことに、国会質疑においても「宗教法人」が公益法人であることの法的根拠として位置づけられている民法第三十四条が削除されるという。

二月十六日、ようやく行政改革推進事務局の横田信孝参事官に面談することになり、この点につき問うと、文科省に確認すると回答した。これが最後まで省庁協議の課題として残っていくことになる。

別表の公益目的事業の例示については、宗教法人に議論が及ぶことは避けたい、宗教に関連する文言が（公益社団法人・公益財団法人は厳しい監督下にお

かれるため「宗教」そのものは信教の自由の侵害になりかねない) なくても、どこかで読み取れるようにする。「公益社団法人」「公益財団法人」の門戸を狭めるものではないとの回答があった。しかし、それは宗教が公益の増進に寄与してきたことを甚だ軽視するものではないか、宗教に関連する「信教の自由の尊重及び擁護」「宗教文化の振興」などの用語を盛り込むべきことを要求した。また残余財産の帰属先に「宗教法人」を加えるべきことを求めた。

二月二十四日、日本宗教連盟幹事会を開催。理事長名で『意見書』ならびに五項目に整理した『問題点』を松田隆利行政改革推進事務局長宛送付した。

三月二日、「自由民主党行政改革推進本部公益法人委員会・法務部会・内閣部会合同委員会」がヒアリングを行うことになり、日本宗教連盟を代表して意見を述べることになった。二百五十部の資料をもって日本宗教連盟協賛団体の幹事と共に出席。この時に要点を簡潔にまとめた『主張』を作成した。多くの国会議員から日本宗教連盟の意見はもつともであるとの強い賛同の発言をいただいた。

同日午後五時三十分、横田信孝参事官から民法第三十四条については第三十三条の二項に残るとの電話連絡が入った（実際に書面で確認したのが三月三日午前0時であった）。しかし、その他の要請については無理だという。

直ちに『未解決の問題』という文書を作成。三月六日、最終取りまとめの合同委員会が開催される早朝から関係議員に電話をかけ、FAXを送った。

午後三時、密かに委員会開催会場に入ると、なんと別表の公益目的事業の例示のなかに「信教の自由の尊重及び擁護」の文言が加えられていた。直前に加筆されたものだという。残余財産については、政令での協議になるが「懸念なきように」との増原義剛公益法人委員会主査の発言を得た。

閉会后、小泉顕雄参議院議員（浄土宗住職）の秘書が握手を求めてきた。谷川秀善参議院議員（浄土真宗本願寺派前任住職）他、多くの国会議員諸氏に格段のご理解とご支援をいただいたことを感謝の意をもって記しておく。

このたびの日本宗教連盟の対応には、協賛五団体の密接な連携と協力があった。全日本仏教会が、理事長当番団体として責務を果たせたことに安堵を覚える。長谷川正浩顧問弁護士にも協力いただいた。さらに全仏加盟団体の支援、

文化庁宗務課の必死の努力があったことも忘れることはできない。

今後の課題

①秋には公益法人制度改革に関する税制が審議される。宗教法人にどのような影響があるのか細心の注意が必要だ。②宗教が公益であることの法的根拠は残された。あとは宗教が公益の増進にいかに関与しているか理論と具体的例示が必要だろう。③機能していない社団法人・財団法人があれば、平成二十年の施行前の解散が望ましい。文化庁宗務課に相談されることをお勧めする。④公益社団法人・公益財団法人になると会社法に準じた厳しい管理運営が強いられるだろう。対応するためのコストもかかる。課税されることとの経済比較も必要かもしれない。

(上記は、全日本仏教会機関誌『全仏』518号に掲載されたものに加筆修正したものであることをお断りしておく)